

鴻介第1701号
令和3年1月12日

各 障害児者施設・事業所 管理者 御中
各 介護保険サービス事業所 管理者 御中

鴻巣市健康福祉部長

政府の緊急事態宣言発令を受けた本市の方針について（通知）

日頃より、本市福祉行政の推進に際しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

1月7日（木）に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

国が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、高齢者、障害者などの支援に係るすべての事業について継続が要請されていることに加え、社会福祉施設において提供されるサービスは、利用者及びその家族の生活を維持するために欠かせないものであることを鑑み、本市として市内の上記サービス事業者に向けて、サービスの継続をお願いすることといたしました。

また、感染拡大防止には、人と人の接触を減らすことが重要であるため、在宅サービスにおいて、ご家族等に協力いただける場合には、可能な限り利用者が自宅で過ごせるよう調整いただきたいと思いますと考えております。

サービス実施に当たっては、感染拡大防止を目的として、通常と異なるサービスの提供方法をとることが可能となっており、一時的に人員や運営等に関する基準を満たせなくなった場合でも、報酬の減額等の対象とならないなど、柔軟な取扱いが可能である旨が厚生労働省より示されています。

なお、手指消毒やマスクの着用などを含めた感染防止策を最大限講じていただき、利用者及び従業者の皆様の安全を十分に確保していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【担当・問い合わせ】

TEL : 048-541-1321

FAX : 048-541-1328

障害児者施設・事業所について

障がい福祉課自立支援担当（内線 2619）

介護保険サービス事業所について

介護保険課事業者担当（内線 2679）